

市型預かり保育（わくわく！はまタイム）利用開始時の提出書類について
（新たに市型預かり保育の利用を希望する場合）◎市型預かり保育を利用するには、利用開始前に手続きが必要です表1・2からご自身が該当する「保護者の状況」を確認し必ず利用開始前までに必要な手続きを行ってください。

表1（保護者のいずれかが表2に該当する場合を含む）

保護者の状況		必要な手続き
月 48 時間以上 64 時間未満の範囲で （1 週 11 時間 10 分以上 14 時間 54 分未満の範囲で ※）	会社や自宅を問わず、働いているとき	利用開始前に 、就労（予定）証明書等の利用要件を満たすことを証明する書類（原本）を園に提出してください。
	病人や障害者、要介護者を介護しているとき	
	大学や職業訓練校などに通っているとき	

表2

保護者の状況		必要な手続き
月 64 時間以上 （1 週 14 時間 54 分を 超えるとき ※）	会社や自宅を問わず、働いているとき	利用開始前に 施設等利用給付認定を受けてください。 ※施設等利用給付認定の申請・変更等は、 <u>南区こども家庭支援課に提出</u> してください。
	病人や障害者、要介護者を介護しているとき	
	大学や職業訓練校などに通っているとき	
・ 出産の準備や出産後の休養が必要のとき		
・ 病気・けがや障害のため保育を必要とするとき		
・ 自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき		
・ 仕事を探しているとき（求職中）		
・ 虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき		

※ ひと月=4.3 週換算

【注意事項】

- ・ **育児休業中は市型預かり保育を利用できません。**
- ・ 施設等利用給付認定の申請のために区役所に提出する書類は、念のため、コピーをとっておいてください。（就労証明書等について押印は不要です。）

◎こんなときは、必ず園に相談してください

- ・ 仕事を辞めたとき、変わったとき（同じ職場で契約内容が変わった場合を含む）
- ・ 産前産後休暇から育児休業に入ったとき
- ・ 仕事で預かり保育を利用して、産前産後休暇に入るとき

等

施設等利用給付認定の認定区分（1号/2号）・期間・事由等に変更があった場合や、市型預かり保育を利用する保護者の状況が変わった場合は、速やかに園へお知らせください。

※「施設等利用給付認定2号・3号の認定期間が切れていた」、「仕事が変わり月48時間未満の仕事になっていた」等が後から判明した場合、市型預かり保育の利用対象とならず、無償化の対象外となることがあります。ご不明な点等ございましたら、必ず園に相談してください。